

**【取組の概要】**

幼児、高齢者等を預かる幼稚園・保育園、高齢者福祉施設等では少ない職員で全員を迅速に避難することは困難です。そのため、災害時要援護者等が利用する施設は、建替え時に浸水想定区域外に配置の見直しや津波浸水想定区域内への建築規制が必要です。

**【計画、整備にあたっての着眼点・留意点】**

- ・災害弱者関連施設の新たな配置は、施設の更新時期等との兼ね合いも必要であり、長期的な視点からアクションプラン等の策定が必要ですが、優先順位を高くしておく必要があります。
- ・また、民間施設も多くあることから、建築規制等の条例の検討や規制化等の手法の導入が重要です。
- ・保育園・幼稚園等では、保護者から安全な場所への移転を望む場合もあります。
- ・災害弱者関連施設の再配置については、津波災害に対する「土地利用の基本的な考え方」(P-43)を参照してください。